

日総第111101号

平成23年11月11日

教 育 長
総務政策主監
議会事務局長
各 所 属 長 } 様

日野町副町長 岡村 明雄

平成24年度予算編成方針について（依命通達）

このことについて、日野町財務規則第7条の規定に基づき、別紙「平成24年度予算編成方針」により平成24年度予算を編成しますので、予算見積関係資料を調製し、別途通知するところにより総務課長あて提出されるよう、命により通達します。

平成24年度予算編成方針

1 国の政策および国内経済の動向について

国は、8月12日に「中期財政フレーム（平成24年～平成26年度）」の初めての改訂を閣議決定し、次年度予算編成について、約71兆円の「歳出の大枠」（除く震災復旧経費や国債費）と、新発債（除く震災関連）の水準（平成23年度水準額である約44兆円を上回らない額）の堅持を示しました。

続いて9月20日に、「平成24年度予算の概算要求組替え基準について」を閣議決定し、次年度予算の概算要求は、歳出全般にわたる改革により確保された財源を用いて必要性や効果の高い政策に重点配分するといった、予算の組替え要求を基本とすることを示しています。

この組替え基準では、「平成23年度第3次補正予算等との一体的・連続的な編成」「我が国経済社会の再生に向けた取組」を掲げ、予算を重点配分する「日本再生重点化措置」の実施と、ムダづかい根絶や、総予算の組替えに取り組むこととし、具体的には、年金・医療に係る経費、地方交付税、高校の実質無料化、農業の戸別所得補償および人件費を含む義務的経費を除き、平成23年度当初予算から10%削減をするよう定めています。

地方財政では、総務大臣から関係各大臣あてに「平成24年度の地方財政措置について（平成23年9月20日付け総財調第28号）」において、財政の健全化に当たっては、国から地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行わないことが重要であると申入れがされています。

しかしながら、現段階では、国の予算編成は不透明な部分が多く、地方税制や地方交付税、国庫支出金などの制度改正については、引き続き注視をしていく必要があります。

国の経済状況は、平成23年10月17日に内閣府が発表した「月例経済報告」では、「景気は引き続き持ち直しているものの、そのテンポは緩やかになっている」と、総括判断を半年振りに引き下げています。先行きについては、景気の持ち直し傾向が続くと期待されるが、電力供給の制約や原子力災害の影響、海外景気の下振や為替レート・株価の変動等による景気の下振れリスクや、デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることを指摘しています。

滋賀県の経済情勢は、平成23年10月31日に大津財務事務所が発表した7～9月期の滋賀県内経済情勢報告では、県内経済は、厳しい状況にあるものの、一部に持ち直しの動きが見られるとされていますが、先行きについては海外景気の動向や為替レートの高騰に加え、電力供給の制約などによる景気の下振れするリスクが存在するとされています。

このことから、次年度の大幅な景気回復は依然不透明であり、町税の増収は見込みにくい状況が続くと予想されます。

2. 地方財政を取り巻く環境について

総務省の「平成24年度の地方財政の課題」では、地方の歳出の総額は昨年比0.7%減の8兆1兆9,000億円であり、平成23年度と比べて給与関係費で1,000億円の減、一般行政経費では国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費1,000億円の増が見込まれるものの、一般行政経費単独で1,000億円の減、投資的経費で3,000億円の減が見込まれています。これにあわせて、地方でも一般行政経費と投資的経費の圧縮に向けた努力が必要となることが示唆されます。

歳入では、地方税で昨年度比1.5%増の3兆3兆9,000億円となっており、増額基調で見積もられています。また、地方交付税は、政府の「中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）」および「概算要求組替え基準」に基調を合わせ、地方の一般財源総額は、実質的に平成23年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保するとし、昨年度比1.6%減の1兆7兆1,000億円となっています。

しかしながら、地方一般財源を平成23年度水準を下回らないよう確保するという事は、言い換えれば次年度の社会保障給付の自然増や、一般行政経費の増などを今年度と同水準の一般財源で吸収する努力が求められることでもあり、財政運営の余裕を生み出すものではありません。

滋賀県では、平成23年3月には「滋賀県行財政改革方針」を策定し、平成23年度から31年度までの収支見通しでは、1兆4兆5億円から2兆4兆0億円の財源不足が見込まれるとし、平成23年4月には「滋賀県財政の厳しい現実」を発表し、県税や交付税が減じる一方、社会保障費や公債費などの義務的経費の増、県債残高の増による財政運営の限界を訴えています。

また、「滋賀県行財政改革方針」では、国、県、市町との役割分担を踏まえた改革として、市町への権限移譲や滋賀県版一括交付金制度の導入の検討が示されています。権限移譲には財源措置を含めるとされていますが、財源措置も具体的な内容は明確でなく、県財政も逼迫していることから、一括交付金制度とともに町財政への影響を注視し、必要な場合は町村会等を通じて適宜県に対して財源措置等の要望を行う必要があります。

地方分権においては、「地域主権戦略大綱」において第2次一括法が制定されました。これにより多くの権限が基礎自治体に移譲されますが、それに伴う新規の行政経費の増が町に新たな財政負担を及ぼすことがないように注視が必要です。また、これにより地域の自主性、自由度が拡大されますが、同時に地域の判断力と責任が問われることとなることを自覚せねばなりません。

3 当町の財政状況と収支見通しについて

平成22年度決算では、町税（総額3兆3億2,574万円）は、世界的な金融危機に伴う雇用

情勢の悪化により、個人町民税が前年比1億480万円の減となり、大きく落ち込みました。また、固定資産税も設備投資の減等により、4,045万円の減となりました。町税全体では、1億5,055万円の大幅な減となり、ピーク時の平成20年度に比べると4億7,434万円の減となっています。地方交付税は、新たに創設された「地域活性化・雇用等臨時特例費」の需要額加算と、税収の減に伴う基準財政収入額の減により2億2,065万円の増となりましたが、税収減に応じた留保財源分は減収が続いています。

特に、近年は、当町の自主財源の根幹をなす町税収入額が減少する一方、地方交付税および臨時財政対策債の割合が増えており、国の地方財政対策に大きく左右される傾向が強まっています。

歳出では、社会保障関係費の増加に伴い、扶助費が大幅に増加しました。また、国民健康保険特別会計では、医療給付費の増に伴い5,000万円の町単独の繰出を行うなど、社会保障関係の特別会計への繰出金も増加傾向にあります。

財政の弾力性を示す経常収支比率は、物件費、扶助費の増加に伴い、経常一般財源充当額が増加したものの、地方交付税、臨時財政対策債の増加により、0.9ポイント改善し、85.1%となりました。全国、県内平均と比較すると低い数値ですが、依然として経常的な支出の割合が高く、財政構造は硬直化しています。

また、平成23年度当初予算では、徹底した歳出の削減に取り組みましたが、3億5,000万円の財源不足が生じたことから、同額を財政調整基金から取り崩さざるを得ませんでした。

このような中、国の「財政運営戦略」で示される今後の地方一般財源は、同水準の維持にとどまり、増額は明示されていません、すなわち、今後の持続発展可能な財政運営を確立するには、自主的な歳入の増額確保を図るとともに、歳出においても、事業の再編や必要性などの見直しにより経常支出を抑制するなど、財政健全化への継続的な努力を進めていくことは不可欠となっています。

平成24年度の予算編成にあつては、歳入(一般財源)に関しては、10月の月例経済報告が半年ぶりに下方修正されたことや、景気の先行きが不透明であることから、町税の増収は見込みにくく、雇用情勢の悪化による個人消費の落ち込みも懸念されることから、町に対する地方譲与税や、地方消費税交付金を主とする県税交付金の落ち込みも十分想定しなければなりません。また、地方交付税は、今後の国の予算編成により決定されるため、総額は不透明ですが、概算要求に示された数値では、平成23年度の交付額を上回ることは無いと見込まれます。

一方、歳出に関しては、先の「次年度(平成24年度)予算に関する調べ」による調査において、八日市布引ライフ組合負担金および中部清掃組合負担金の増や、町道豊田中山線道路設置工

事や町道道路改良工事、中学校給食施設整備工事などの投資的事業の増額など約1億5,000万円の増額要因が見込まれています。

また、少子・高齢化などによる扶助費や、医療給付費等の増加に伴う特別会計への繰出金の増加傾向を加味すると、財政調整基金の取り崩しを視野に入れなければ当初予算を編成できず、厳しい状況を見込んでいます。

このため、歳入では、税金や使用料を適正に見積もると同時に、見積もりに応じた債権を着実に回収するための滞納整理の強化や、国・県支出金やその他特定財源の積極的な確保等、これまで以上の増収へ取り組みが必要となり、歳出においても、これまでの「集中改革プラン」による成果を生かしつつ、抑制への努力を継続する必要があります。

4 財政健全化に向けた取組について

(1) 公債費負担適正化計画について

当町では、平成18年度決算による実質公債費比率が18.0%を超えたため、公債費負担適正化計画を策定しました。平成22年度決算における当該比率は、14.3%（昨年度15.6%）となりましたが、計画最終年度である平成25年度まで、毎年計画の見直しを行う必要があります。引き続き、町債の発行にあつては、可能な限り抑制するとともに、毎年の元利償還金の縮減のため、縁故債の繰上げ償還や債務負担行為残高の圧縮に向けて取り組みます。

(2) 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率について

平成19年6月24日に公布された「地方公共団体の財政健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）に基づく、平成22年度決算に基づく健全化判断比率4指標のうち、将来負担比率は、これまで町債残高や債務負担行為残高の圧縮に努めつつ、基金の新規積立などの財政健全化に努めた結果、105.2%（昨年度116.3%）に改善しました。しかしながら、全国市区町村平均（79.7%）、県内市町平均（74.0%）を上回っており、今後も比率が増加することのないよう、将来負担の軽減に努めます。

(3) 公会計の整備促進について

平成21年度から、平成20年度決算に基づく連結財務4表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計画書および純資産変動計算書）を作成し、公開しました。これは、発生主義および複式簿記の考え方の導入を図った新たな会計書類を整備することにより、総合的な財務情報を把握し、町の財政構造を収支勘定と資産の両面から分析するものです。平成24年度も、引き続き財務書類から得られる情報をもとに、資産、債務情報を分析し、効率的な財政運営に活用するよう

に努めます。

5 重点施策への対応について

平成23年度は、藤澤町政2期目の折り返し地点として、公約を着実に実現すること、また、第5次日野町総合計画(平成23年度～32年度)のスタートの年度として、「ひびきあい「日野のたから」を未来につなぐ自治の力で輝くまち」を将来像にかかげ、総合計画に沿った政策と具体的な事業との関連性と効果を十分に議論しながら編成を行いました。

平成24年度は、第5次日野町総合計画の2年目となります。予算編成では、実施計画に位置づけられた事業を着実に実施するため、引き続き住民要望を的確に反映した効果的・効率的な予算編成をすることとなります。

このため、これまで継続していた事業であっても内容を精査し、廃止・縮小等の見直しを徹底するとともに、真に必要な事業には重点的に予算を配分することとし、次に掲げる重点施策に沿って取り組む事務事業(以下「重点化事業」という。)を設けることとします。

(1) 子どもたちと子育て世代に対する支援

- ・子どもたちの健やかな成長を応援
- ・学びの環境を充実させるため、教育施設の改修の実施
- ・中学校給食施設整備の推進

(2) 高齢者・障がい者およびその家族に対する支援

- ・高齢者が安心して暮せるように支援
- ・障がいのある方の社会生活、地域生活の応援

(3) 産業、農業、観光振興の推進

- ・有害鳥獣対策の強化
- ・特産品の振興および地産地消の推進
- ・地域産業・経済・商業の活性化
- ・グリーンツーリズムの推進

(4) 安全・安心なくらしの実現

- ・通学路の安全対策の推進
- ・基幹道路の整備推進
- ・インフラ資産の維持や長寿命化
- ・防災情報伝達手段の強化

6 行政評価の取組について

第5次日野町総合計画の策定により、今後の日野町が進むべき施策の目標が設定されましたが、その進行管理の方法として、行政評価の手法を導入します。行政評価とは、各事業の実施後に、その効率性、問題点、費用対効果を検証しながら、設定した目標に至っているかどうかを定期的に確認するツールとして活用する取り組みです。したがって、平成24年度当初予算は、総合計画の目標達成度を常に念頭におきつつ、政策手段や目標設定を見直ししながら、要求することになります。また、同時に「PLAN（計画）-DO（実施）-CHECK（評価）-ACTION（改善・改革）」というサイクルを継続的に実施し、施策の進行状況にあわせて、各所属が政策形成能力を発揮し、限られた行政運営資源を効率的に配分しながら、住民が主役のまちづくりを推進してください。

7 予算編成の基本方針について

このような認識のもと、平成24年度当初予算の予算編成方針を次のとおり定めることとします。十分留意のうえ、適切な予算要求を行うようお願いします。

- (1) 各課とも、自らの政策判断と責任によって事業の必要性・効率性を判断し、住民生活への影響を最小限にしつつ、事業の廃止も含めた大胆な見直しをすること。また、事業の目的を再確認し、「手段が目的化」していないかどうか常に検証すること。
- (2) 行政評価の手法を活用し、第5次日野町総合計画に示された基本計画の「施策の課題」や「主な事業・取り組み」を意識して予算要求を行うこと。
- (3) 予算の積算にあっては、前年度の支出実績によるものではなく、過去の決算状況も検証し、単価や数量などを細部にわたり調査すること。特に、前年度に予算流用を行ったもの、執行率が低いものは内容を精査し、真に必要な額を積算すること。
- (4) 新規事業は、先に掲げた重点化事業、第5次日野町総合計画に沿った事業とすること。
また、新規事業の創出や既存事業の拡大は、目標や終期など設定し、既存事業の廃止・縮小を行って上で要求すること。
- (5) 各課を横断する行政課題については、総合的に政策を推進するため、あらかじめ各課で関係施策の調整、役割分担の明確化を行ったうえで要求すること。
- (6) 歳入歳出全般を通じ、経常的な経費の節減や合理化を図るとともに、福祉や教育、住民の生活に密着した事業も含めて、住民と行政の役割分担や協働の観点から見直し、大胆な発想をもって制度を根本から再構築すること。

(7) 国・県の予算編成の動向を見極めながら、国・県補助金が廃止、縮小される等、特定財源の見込めないものは、原則事業そのものを廃止、縮小すること。

町単独の補助金・交付金は、補助目的、事業効果などを精査のうえ、適切に見積もること。

(8) 歳入にあつては、受益者負担の原則に基づき、適正な必要額を把握し、負担のあり方を見直すこと。また、特定財源の適正な把握に努めること。

(9) 町債の新規発行を極力抑制するとともに、可能な限り地方財政措置（普通交付税の算定において基準財政需要額に算入）のあるものを発行すること。

(10) 当初予算は、通年予算として位置づけることから、年間所要額を的確に見積もること。

補正を前提としたもの、事業内容があいまいなものは、見積らない。

やむを得ず補正予算を行うにあつては、以下のもののみ対象とすること。

ア 災害復旧など、地域住民の生活への影響を考慮し、早急に対応する必要があるもの

イ 事業実施の根拠となる法令その他、各種基準および制度の改正などに係るもの

ウ 国・県補助事業の確定に伴う精算に係るもの

エ 事業の進捗に伴う精算に係るもの

オ 給与関係経費に係るもの